

食品表示に関する制度

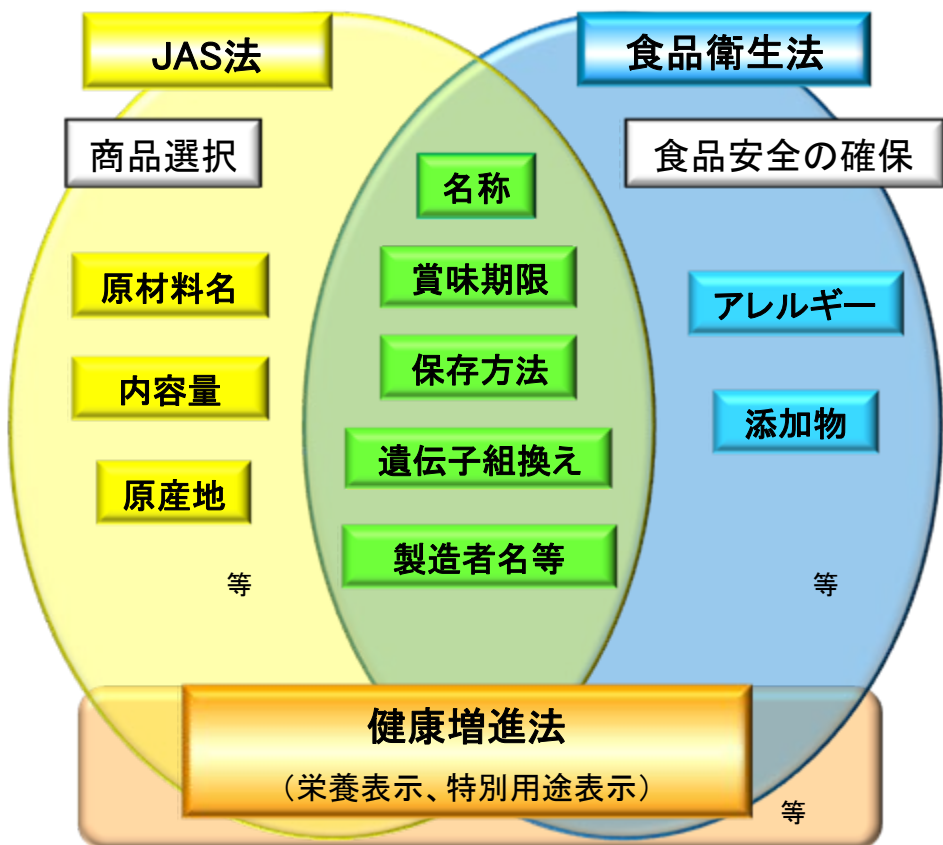
○食品表示に関する主な法律とその目的

食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること

J A S 法：原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること

健康増進法：栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係



(現行法令に基づく表示例)

名 称	スナック菓子		
原材料名	じゃがいも、植物油、食塩、デキストリン、 <u>乳糖</u> 、たんぱく加水分解物、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、 <u>卵殻カルシウム</u>		
内容量	81g	賞味期限	この面の右側に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください		
販売者	[Redacted] 39		

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり		(当社分析値)	
エネルギー	483 kcal	炭水化物	37.6g
たんぱく質	3.8g	ナトリウム	330mg
脂 質	35.3g	食塩相当量	0.8g

※栄養表示は任意

…腸内環境を良好にし、おなかの調子を整えます。



※特定保健用食品の表示は個別許可型

- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法、食品衛生法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項